

議案第 45 号

甲府市重度心身障害者医療費助成金支給条例の一部を改正する条例制定について

甲府市重度心身障害者医療費助成金支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 26 日提出

甲府市長 橋口 雄一

甲府市重度心身障害者医療費助成金支給条例の一部を改正する条例

甲府市重度心身障害者医療費助成金支給条例（昭和 52 年 9 月条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の 2 第 2 号を次のように改める。

(2) 前号に掲げる者以外の者であつて、次のいずれにも該当するもの 入院時の食事療養標準負担額として負担すべき額の 2 分の 1 に相当する額

ア 減額認定を受けている者

イ 甲府市ひとり親家庭等医療費助成金支給条例（昭和 50 年 12 月条例第 40 号）第 3 条第 1 号又は第 2 号に該当する者

ウ 甲府市ひとり親家庭等医療費助成金支給条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当しない者

附 則

1 この条例は、令和 2 年 11 月 1 日から施行する。

2 この条例による改正後の甲府市重度心身障害者医療費助成金支給条例の規定は、この条例の施行の日以後において受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日の前日までに受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

提案理由

入院療養者と在宅療養者の費用負担の公平性の観点等から、入院時食事療養費に係る医療費助成金の支給対象者の見直しを行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。